

各
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令」の公布について（通知）

歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 71 号）については、別紙のとおり令和 4 年 3 月 31 日に公布されました。

改正の趣旨及び主な内容は、下記のとおりですので、貴職におかれては、これを御了知いただくとともに、貴管内市町村を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

記

第 1 改正の趣旨

- 歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号。以下「法」という。）は、歯科技工所について、「歯科医師又は歯科技工士が業として歯科技工を行う場所をいう」等と規定し、法第 21 条において開設者による届出義務や法第 23 条において管理者の義務等を規定している。また、歯科技工士法施行規則（昭和 30 年厚生省令第 23 号。以下「規則」という。）は第 13 条において法第 21 条に規定する届出を行う事項を、第 13 条の 2 において歯科技工所が満たす必要のある構造設備基準を規定している。
- 今般、規制改革実施計画（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）において、コンピューターを用いて歯科技工物の設計や製作を行う CAD／CAM 装置等を用いた自宅等でのリモートワークが可能であることを明確化することとされたことを踏まえ、「歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会」において、デジタル技術を活用した歯科技工等、歯科技工士の業務の在り方等に関して検討を行い、
 - ・ リモートワークを行う者は、歯科技工所で業務に従事する歯科技工士であること
 - ・ リモートワークにより行うことができる歯科技工は一定の範囲に限られること
 - ・ 業務を適切に管理するため、歯科技工録の作成が必要であること等の方向性が示されたところ。これを踏まえ、規則について所要の改正を行う。

第 2 制定の内容

- 歯科技工所の届出事項として、リモートワークを行う者等を追加する。
- 歯科技工所の構造設備基準として、リモートワークを行う者がいる場合は、個人情報の適切な管理のための特段の措置を講じていることを追加する。
- 歯科技工士は、業務を行った場合には記録を作成し、保存するものとする。
- その他所要の改正を行う。

第 3 施行期日

- 施行期日：令和 4 年 4 月 1 日（ただし、目次の改正規定（「・第 13 条」を「一第 14 条」に改める部分を除く。）及び本則に 1 章を加える改正規定は令和 5 年 4 月 1 日）

○厚生労働省令第七十一号		
歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第十六条及び第二十一条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。		
令和四年三月三十一日		
歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令		
歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。		
目次	改 正 後	改 正 前
第一章・第二章（略）		
第三章 指示書及び歯科技工所（第十二条・第十四条）		
第四章 雑則（第十五条）		
附則		
目次	改 正 前	
第一章・第二章（略）		
第三章 指示書及び歯科技工所（第十二条・第十三条）		
（新設）		
附則		

（傍線部分は改正部分）

厚生労働大臣 後藤 茂之

(受験の手続) 第七条 試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる書類を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。 一 写真(出願前六箇月以内に脱帽で正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面にシギの記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。) 2 (略) (届出事項) 第十三条 法第二十一条第一項前段の規定により届け出なければならない事項は、次のとおりとする。 一 五 (略) 六 業務に従事する者の氏名並びに当該者が第四号に掲げる場所以外の場所において、電子計算機を用いた情報処理による、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置の設計及びこれに付随する業務を行う場合は、その旨及び当該者の連絡先 七 (略) 2 (略) (歯科技工所の構造設備基準) 第十三条の二 法第二十四条に規定する歯科技工所の構造設備は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。 一 五 十二 (略) 十三 前条第一項第四号に掲げる場所以外の場所において、電子計算機を用いた情報処理による、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置の設計及びこれに付随する業務を行う者がいる場合は、個人情報保護の適切な管理のための特段の措置を講じていること。 第四章 雑則 (記録の作成及び保存) 第十五条 歯科技工士は、その業務を行つた場合には、その記録を作成して三年間これを保存するものとする。	(受験の手続) 第七条 試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる書類を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。 一 三 (略) 四 写真(手札形台紙付とし、出願前六箇月以内に脱帽で正面から撮影したもので、その裏面にシギの記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。) 2 (略) (届出事項) 第十三条 法第二十一条第一項前段の規定により届け出なければならない事項は、次のとおりとする。 一 五 (略) 六 業務に従事する者の氏名 七 (略) 2 (略) (歯科技工所の構造設備基準) 第十三条の二 法第二十四条に規定する歯科技工所の構造設備は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。 一 五 十二 (略) (新設) (新設) (新設)
--	---

附 則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、目次の改正規定(「第十三条」を「第十四条」に改める部分を除く。)及び本則に一章を加える改正規定は、令和五年四月一日から施行する。